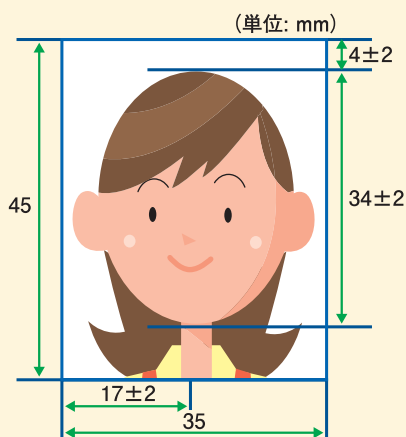


パスポート申請用写真の規格



※写真の裏面下段に名前を記入してください。

正面向き・無帽・無背景・目元、輪郭が隠れていないもの
縁なしで左記の寸法を満たしたもの
顔の寸法は頭頂（髪を含む）からあごまで
規格外の写真は受付できません

パスポート写真として不適当なもの

- × 不鮮明なもの（焦点が合っていない）、傷や汚れのついたもの
- × 変色したり、明るさやコントラストが不適切なもの
- × 背景と人物の境目がわかりにくいもの・影があるもの
- × 平常の顔貌と著しく異なるもの（口を開き歯が必要以上に見えているもの）
- × 照明が眼鏡のレンズに反射したもの
- × サングラス、マスク及び前髪（影を含む）などが目、鼻、口を隠すなど顔が確認しにくいもの
- × アクセサリーや襟、マフラーなどで顔の輪郭が隠れたもの
- × ヘアバンドなどで頭髪を覆っているもの
- × 写真専用紙以外の用紙に印刷したもの
- × デジタル写真の場合、シャギー（階段状のギザギザ模様）があったり、画質が不適切なもの

本人確認書類について

原本で有効なもの（コピーは不可）

- ※ 本人確認書類の氏名・生年月日・性別・よみかた・住所・本籍などが申請書の記述内容と一致しているものに限ります。
- ※ 代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人それぞれの「本人確認書類」が必要です。
- ※ 小学生以下の子どもについては、法定代理人の本人確認書類で代用できます。

① 1点でよい書類

日本国旅券（失効後6か月以内のものを含む）・運転免許証・船員手帳・海技免状・小型船舶操縦免許証・猟銃、空気銃所持許可証・戦傷病者手帳・宅地建物取引主任者証・電気工事士免状・無線従事者免許証・写真付きの官公庁等職員身分証明書・写真付きの住民基本台帳カード・写真付きの身体障害者手帳（写真貼替え防止がなされているもの）

② ①を提示できない場合

A + A 又は A + B の組み合わせで、2つ提示又は提出してください。

A

健康保険証・国民健康保険証・船員保険証・共済組合員証・後期高齢者被保険者証・介護保険被保険者証・国民年金手帳（証書）・厚生年金手帳（証書）・船員保険年金手帳（証書）・共済組合年金証書・恩給証書・印鑑登録証明書（登録印鑑も必要。6か月以内に発行されたもの）

B

本籍地発行の身分証明書・生活保護受給者証明書（パスポート用）

※ 以上6か月以内に発行されたもの

母子健康手帳（経産婦、妊娠中の方）・身体障害者手帳・被爆者健康手帳・自衛官診療証・重度心身障害、ひとり親（母子・父子）家庭、乳幼児、特定疾患の各医療費受給者証・在学証明書（学校教育法第1条に規定する学校発行のもの）・写真付きの身分証明書（氏名の確認ができるもの）・資格証明書（国務大臣又は都道府県知事発行のもの）・日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）

パスポート申請について、ご不明な点がございましたら、
役場民生課戸籍係（電話7-5290）までご連絡願います。